

社会福祉法人 大生原福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大生原福祉会(以下「この法人」という)の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情処理対応第三者委員をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費・宿泊費)等であり、報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬)

第3条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事長の指示または理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、この法人の旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

- (1) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償
- (2) 監事が、監査を実施した場合又は法人及び施設の行政機関による監査の立ち会いの時の費用弁償
- (3) 役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき
- (4) 苦情処理対応第三者委員が理事会に出席したとき
- (5) その他理事長が必要と認めて業務を執行したとき

潮来市内	3,000 円
その他	5,000 円

(支給方法)

第5条 費用弁償の支給は、現金をもって本人に支払うものとする。

(兼務役員等)

第6条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

平成29年4月1日施行の規程は、廃止する。